TAKAOKA
高岡商工会議所会報
2019
6
NO.734

たかおか

特集 **消費税軽減税率制度導入で何が変わる？**
制度開始前に確認すべき実務の変更点

経営相談 税務・労務Q＆A
税務●防災用備品購入時の損金算入について
労務●協調性不足を理由とする社員の解雇について

談話室●お酒との正しい付き合い方

フレッシュさん登場
平野　聡大さん［株式会社翔南産業］

メンバーズニュース
●B Consulting Stretching（ビーコンサルティングストレッチング）
●弁護士法人本田総合法律事務所

「馬並めて いざうち行かな 澁谿の 清き磯廻に 寄する波見に」
大伴家持

消費税軽減税率制度導入で何が変わる？

制度開始前に確認すべき実務の変更点

２０１９年10月から消費税が10％に引き上げられます。３％に始まり５％、８％と、これまで何度か経験してきた消費税の増税ですが、今回は新たに２つの制度、『軽減税率制度』と段階を経て２０２３年10月に施行される『適格請求書等保存方式（インボイス制度）』が導入されるため、これまでとは異なる対応や準備が必要となります。今月はそれらの具体的な対策について解説していきます。

消費税の基本的な仕組み

全ての事業所は、消費税納税義務者となる課税事業者と免税事業者に分けられます。特例はありますが、原則的には基準期間（前々年度）における課税売上高が１、０００万円超の事業者は課税事業者となります。課税事業者は「課税売上げにかかる消費税額（預かった消費税）」から「課税仕入れにかかる消費税額（支払った消費税）」を引いた差額を国に納めなければなりません。

増税による消費税率の判断

消費税を計上すべきタイミングは、資産の譲渡や貸付け、サービスの提供が行われたときとなります。したがって２０１９年９月30日以前の取引であれば税率８％、２０１９年10月以降の取引であれば税率10％が適用されます。また、飲食料品や新聞など、軽減税率対象商品の場合は日付に関係なく税率は８％となります。

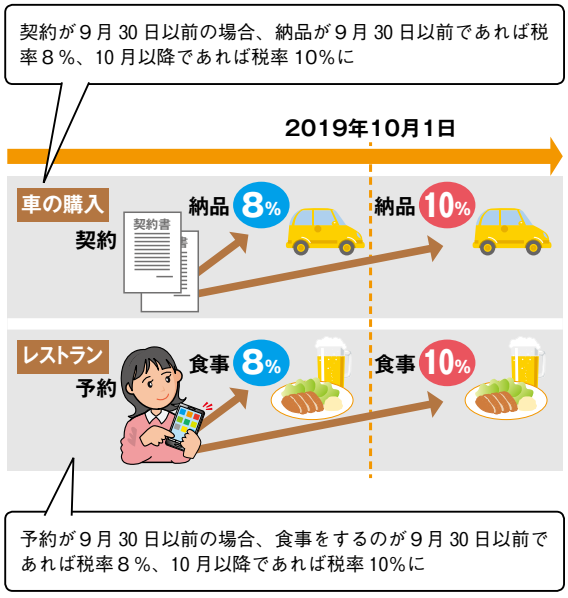

２０１９年10月１日より前に納品や引渡しが完了する場合に改正前の税率８％で計算することになるので、受注から納品までの日数がかかる商品やサービスについては注意が必要です。これは、仕入れについても同様です。

基本的には２０１９年９月30日までに納品や引渡しが完了すればよいということですが、例えばリース契約などは「経過措置」といって、２０１９年３月以前に行われた契約で、開始日が２０１９年９月以前になっているケースでは、２０１９年10月以後の支払いも改正前の消費税率８％が適用されます。このように判断基準が難しい取引も少なくないため、個別の対応が必要となってきます。

消費税法改正における２つのポイント

多くの事業所は税率変更に対応してきた経験があることから、それだけなら大きな混乱もなく対応できるはずですが、今回は増税と同じタイミングで「軽減税率制度」と「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されることで、日々の事務負担がさらに増えることが想定されます。

1、『軽減税率制度』

制度の概略としては、飲食料品や新聞など特定の品

目に対して消費税を軽減するというものです。そのため、実務上は、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した請求書などの交付や保存が必要になります。

2、『適格請求書等保存方式（インボイス制度）』

軽減税率と標準税率の2つの消費税率を把握するため、2019年10月の増税のタイミングから2023年9月30日までの4年間は「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日以降は、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が実施されます。これらの方式に沿った請求書を作成し保存することが、仕入税額控除の要件となり、要件に満たない請求書の仕入れは前述の「課税仕入れにかかる消費税額」に計上できない、つまり、控除分の税額にならないため納税する消費税が増えてしまうことになります。

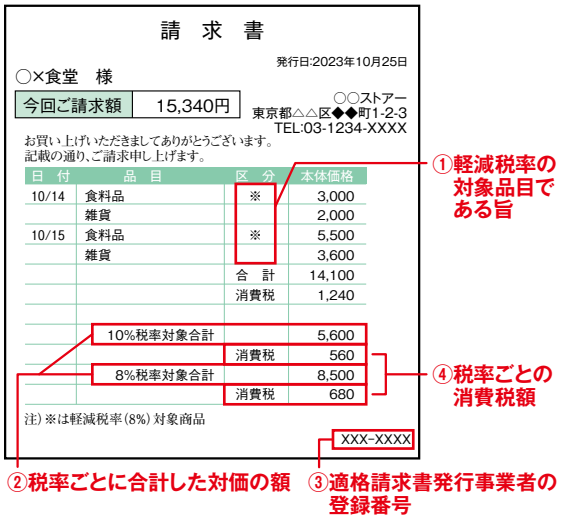

区分請求書等保存方式では、①と②の記載、適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、さらに③と④の記載が必要となります。

軽減税率導入後、毎日の仕事はどう変わる？

毎日の仕事での主な対応例

値付け

- 取り扱う商品の税率を確認する。
- 適用税率や原価を踏まえて値付けする。

仕入れ

- 仕入れ品目の税率が正しいか確認する。
- 税率がわからない場合は仕入先に確認し自社で軽減税率対象のものにはその旨を請求書等に記載する。
- 仕入先ごとに、納品書に基づき、標準税率（10％）と軽減税率（8％）とに分けて記帳する。

販売

- 軽減税率に対応したレジを導入する。
- レジに商品ごとの価格、税率を登録する。
- お客様から適用税率等について問い合わせが来た際に回答できるように、従業員教育を行う。

支払い

- 請求書、領収書に軽減税率の対象品目である旨の記載、税率ごとに合計した対価の額を記載する。
- 販売した商品について請求書等に基づき、標準税率（10％）と軽減税率（8％）とに分けて記帳する。
- 返品の場合、税率を確認して返金する。

申告

- 仕入先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りがないかを確認する。
- 受け取った請求書等を保存する。
- 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算する。

ほとんどの事業所で、軽減税率導入により事務処理の変更が必要になります。自社でどの事務処理を変更しなければいけないかを確認し、対策を検討しましょう。特に、軽減税率の対象品目（飲食料品等）を扱う事業所は、レジの入替えや受発注システムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が重要です。

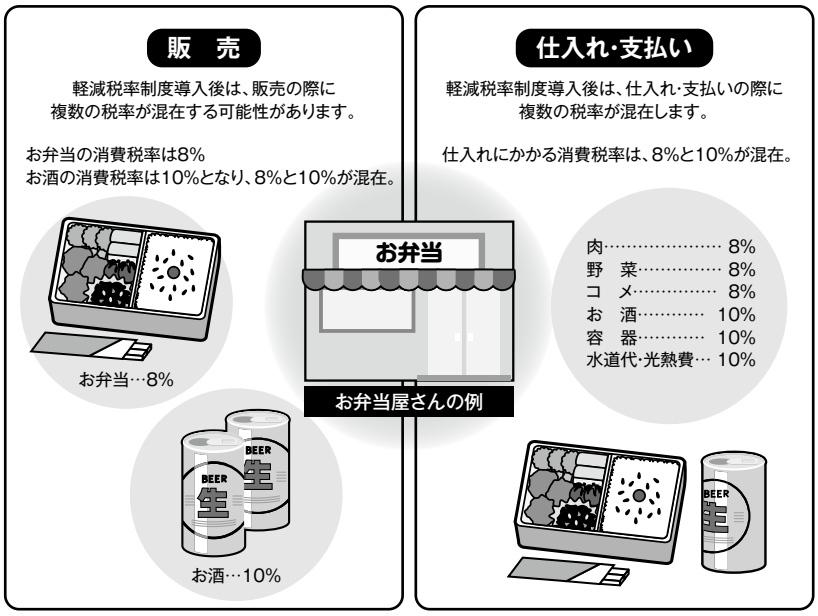

制度開始前の早めの準備が必要です

仕入れや販売にかかる経理上の手続き以外にも、従業員への研修や店頭などでの消費者向けの周知などの対策が併せて必要となってきます。また、判断に困りそうな場面やよく質問されそうな内容について、状況に応じたルールを決めてマニュアル化することも大切です。

いざ軽減税率制度がスタートした時に困ることがないよう、自社ではどのような対策が必要となるのか、制度開始前に確認し、準備を進めておく必要がありそうです。

高岡商工会議所では『消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口』を設置しています。ご相談やお問い合せは経営支援課（TEL 23―5000）までご連絡ください。

消費税増税・軽減税率対策セミナーのご案内

消費税の基礎知識から消費税軽減税率の対象品目や軽減税率制度導入で変更となる事務作業まで、具体的な準備のポイントをわかりやすく解説します。

日　時　6月27日㈭14：00 ～ 16：00
会　場　高岡商工ビル４階会議室
講　師　税理士　中村 総一郎氏　　**受講料**　無料

問合先
高岡商工会議所　経営支援課　TEL：23-5000

日頃から軽減税率対象商品を販売する事業所は『軽減税率対策補助金』をご利用ください

レジや受発注システムを導入・改修する方必見！申請期限まで残りわずか！

締切が近づくとメーカーへの注文が増え、納品まで時間がかかることが予想されます。お早目のご対応をおすすめします。

交付申請の最短締切日は６月28日です。また、９月30日までの導入が必要です。

【お問合せ】軽減税率対策補助金事務局　TEL：0120-398-111

補助金の詳細は以下の URL をご覧ください　http://kzt-hojo.jp/

６月上旬から９月30日㈪までの間、商工ビル内にレジ実機を設置予定です。
導入を検討されている方はぜひ一度直接触ってご確認ください。

PHOTO LIBRARY

広域連携推進常任委員会等 常任委員会を開催

今年度の委員会活動について協議

新年度のスタートにあたり、４月26日総務・働き方改革推進常任委員会（議員14名参加）、５月13日広域連携推進常任委員会（議員10名参加）、５月27日商業まちづくり常任委員会（議員22名参加）の３常任委員会を開催し、今年度の委員会活動について協議した。広域連携推進常任委員会では、県外商工会議所との交流で万葉集ゆかりの地を案内することや県西部商工会議所との意見交換の必要性について、議論が交わされた。

高岡商工会議所女性会 チャリティーバザー

御車山祭来訪者をおもてなし

高岡商工会議所女性会は、高岡御車山祭でコーヒーやぜんざいなどをふるまうチャリティーバザーを開催。御車山祭に訪れた大勢の人で賑わった。新元号「令和」の幕開けを飾る御車山祭では、霧のような細かい雨が降る中も山車が巡行。７基の山車は片原町交差点に車輪をきしませながら集結し、待ちわびた大勢の視線をくぎ付けにした。バザーの収益金は高岡商工会議所女性会55周年事業として予定しているチャリティー事業に利用する。

近世高岡の文化遺産を愛する会総会

オリジナルグッズの作成等、令和元年度事業計画が承認される

近世高岡の文化遺産を愛する会の令和元年度総会を高岡商工ビルで開催。高岡の歴史遺産を紹介した学習連絡帳を市内の小学生に配布した事業等、平成30年度事業と収支決算報告が承認された他、令和元年度事業計画としてオリジナルグッズ作成や萩市への研修視察会等を決めた。多田慎一会長（当所副会頭）は「令和の出典である万葉集と縁の深い高岡市に多くの方が訪れるようになっている。高岡市は多くの歴史文化遺産に包まれており、その恵まれた環境を広く周知していきたい」と挨拶した。

第7回高岡ねがいみち駅伝

令和最初のねがいみち駅伝！ 快晴の中、夢つなぐ！

今年で７回目を迎える高岡ねがいみち駅伝が高岡古城公園をメイン会場に開催された。当日は晴天に恵まれ、県内外から2,465名のランナーが参加し、それぞれの願いや夢を胸に、射水神社、高岡大仏、高岡関野神社を結ぶ通称「願道」をチームや個人で駆け抜けた。御旅屋通りもコースに入っており、参加者はアーケード街を市民や出走団体等の声援を受けながら、健脚を競った。大会は、元気たかおか未来会議や市などでつくる実行委員会が主催。高岡商工会議所後援・協賛。

Pickup!

べっぴんサロン壁画アート除幕式

住民との交流の場に！

高岡市末広町商店街振興組合事務所と住民の交流拠点を兼ねた「べっぴんサロン」のオープニングフェスタが１日、「レーベン高岡MID RISE TOWER ANNEX」で開催された。べっぴんサロンは、長年末広町アーケードに事務所を構えていたが、レーベン高岡の建設をきっかけに、４月８日レーベン高岡２階へ移設された。壁画アートは、国内外で活動する画家河野ルルさんの作品で、移設後翌週から毎日制作を続け、当日完成させた。サロン内と隣接する屋上広場の壁に描かれ、それぞれ縦３メートル、横10メートル。なお、壁画アートは、レーベン高岡住民以外でも自由に見ることができる。

高岡市商店街連盟総会

令和記念「家持くん」を用いた販促グッズ製作を決定！

高岡市内の19商店街と特別会員で構成される高岡市商店街連盟の第45回通常総会がホテルニューオータニ高岡で開催され、平成30年度の事業報告及び決算が承認された。今年度事業として市のキャラクター「家持くん」を用いた販促グッズの完成を目指すほか、商店主が講師となりプロならではの専門知識を教える「たかおか得するまちのゼミナール」の継続開催を決定した。また役員改選もあり、酒井敏行会長他全役員が再任し、２年の任期を務める。

珠算能力検定１級満点合格表彰状授与式

日商検定１級満点合格者が表彰を受ける

日本商工会議所が主催する検定試験の１級満点合格者への表彰状授与式を高岡商工ビルで行い、富山大原簿記公務員医療専門学校１年の宮浦由衣さんが荻原隆夫専務理事から表彰状と盾を受け取った。第215回の１級合格者数2,430名の内、満点合格者は22名。宮浦さんは北信越地域の中では唯一の満点合格者となった。荻原専務理事は「今回の満点合格は目標を持って挑戦した結果であり、これを自信に今後も一層頑張ってほしい」と激励した。

PHOTO LIBRARY